



# 社会保険労務士法人 いとうADR人事労務便り

連絡先：〒277-0005  
千葉県柏市柏 3-2-16 コンフォート柏 102  
電話：04-7100-1811 FAX：04-7100-1821  
e-mail：[e-ito@ito-office.info](mailto:e-ito@ito-office.info)

## 令和元年度の下請法違反件数と新型コロナウイルスによる影響

### ◆下請法違反件数が過去最多を更新

公正取引委員会が報告した「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」によると、令和元年度の下請法違反件数は8,023件(前年比306件増)で、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となりました。その内訳は7件が勧告で、8,016件が指導となっています。

違反件数を業種別でみると、製造業が3,496件(43.6%)で最も多く、次に卸売業・小売業が1,679件(20.9%)、情報通信業が889件(11.1%)、運輸業・郵便業が797件(9.9%)と続いています。

違反件数を下請法違反行為の類型別にみると、全体で13,528件のうち、発注書面の交付義務等を定めた手続き規定に係る違反が6,919件(前年比133件減)、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反が6,919件(前年比100件増)となっています。

また、実体規定違反件数の内訳は、支払遅延が3,651件(52.8%)で最も多く、次に下請け代金の減額が1,150件

(16.6%)、買ったたきが721件(10.4件)となっており、これらが全体の約8割を占めています。

### ◆働き方改革がしわ寄せに

公正取引委員会は、昨年4月から施行された働き方改革関連法に伴う違反について、実例を挙げて報告しています。具体的には、親事業者は残業時間の上限規制が設けられことにより長時間労働の削減等の取組みが行われ、そのしわ寄せで下請け事業者に対し、代金の減額や買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更を行ったとしています。

### ◆新型コロナウイルスの影響を懸念

同委員会には2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、下請け事業者に対する納期の変更や発注の取消し等に関する相談が増えています。このため、中小企業庁との連名で下請法等に係るQ&Aを公表するとともに、個別相談等に迅速に対応していくとしています。

また、経済産業省も、同感染症の影響を受けやすい下請け等中小企業との取引きにおいて、納期遅れの対応や適切なコスト負担、迅速・柔軟な支払いなど一層の配慮を講じるよう関係団体(1,142団体)を通じ、

親事業者に要請を出しています。

【公正取引委員会「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」】

【経済産業省「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します」PDF】

### 厚生労働省発～「新しい生活様式」における熱中症予防◆「新しい生活様式」

新型コロナウイルスの感染拡大を長期間にわたって防ぐため、「新しい生活様式」が厚生労働省より公表されています。このなかでは、基本的な事項として、身体的距離の確保(できるだけ2m)、マスクの着用、手洗いを挙げ、これに加え、三密(密集、密接、密閉)の回避、換気、こまめな健康チェックが効果的としています。働き方については、テレワークや時差通勤、オンラインの活用をすすめています。第二派への警戒が求められるなかで、これらを定着・持続させることが重要です。

### ◆熱中症には、例年以上に注意が必要

この時期気になるのが、熱中症へのリスクです。今年は、上記のような十分な感染症予

防を行いながら、熱中症対策をする必要があります。しかし、高温多湿でのマスクは熱中症のリスクを高めます。体調不良で冷房のある屋内に入ろうとしたら、人数制限中ということも考えられます。厚生労働省は、「新しい生活様式」における熱中症予防行動について、次の通り示しました◆**予防のポイント**

- ① マスクの着用:屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、外しましょう。着用時には、強い負荷の運動は避け、こまめに水分補給しましょう。人と十分な距離をとれる場所で、一時的にマスクを外して休憩しましょう。
- ② エアコンの使用:冷房時でも、窓開放や換気扇によって換気をしましょう。換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの設定温度を下げるなどの調整をしましょう。
- ③ 涼しい場所への移動:少しでも体調に異変を感じたら、すぐ涼しい場所に移動しましょう。屋内に入れない場合は、屋外でも日陰や風通しのいい場所に移動してください。
- ④ 日頃の健康管理:定時の体温測定、健康チェックをしましょう。平熱を知れば、発熱に早く気づけます。また、体調が悪いと感じたら、無理せず自宅で静養しましょう。

【厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント】

### 7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または銀行]

#### 15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

#### 31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付

- [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

### 当事務所よりひと言

労働保険の申告、そして社会保険の算定届提出の時期になりました。関係先様には当所からご連絡させていただきまので宜しくお願いいたします。

雇用調整助成金(雇用維持のための助成金)を活用し実際に支給申請し決定され助成金が振り込まれはじめております。ぜひとも、この助成金を活用し雇用維持に繋がっていただければ幸いです。また雇用管理上の課題もではじめております。ご不明な点等ご相談いただければ幸いです。

お体ご自愛下さい。いとう

